

手方に對してされねばならぬと云ふのは、相手方に不測の損害を受けさせぬ爲めの相手方保護の規定であるから、一の行爲について數人の相手方がある場合には、其全員に對する意思表示がなくては取消の効なきものと解すべきである。但し其行爲の内容が個々の相手方について可分的である場合は別段である。

第四 取消の効果

取消し得べき行爲は取消されない間は有効な行爲である。それが債權契約であつて取消前に履行されれば其履行も有効である。然るに一旦取消が行はれると、取消された行爲は之が爲された當初に遡つて全然無効となる。これを取消の遡及効果と云ふ(一一二條)。但し此原則に對しては特殊の取消に於て例外があるが(七八七條、八五九條)、これは婚姻及び養子縁組と云ふ行爲の特別の性質に基くこと、取消其ものの精神から云へば遡及効果が與へられなくては徹底しないのである。而して此遡及効果は所謂物權的であつて、當事者間に於ても第三者に對して

取消の遡及効果

原状回復

も當然に原状回復の結果を生じ、原状回復の債務が生ずるのではない。即ち取消し得べき行爲によつて利益を取得した相手方及び第三者並に其利益を轉得した第三者は其利益を全部返還すべきであるが、取消人は所有權等の物權に基いて其返還を請求するので、不當利得返還請求をするのではない。併し此原則については法律上の制限もあり解釋上の疑問もある故、其要點を分説しやう。

(1) 取消し得べき行爲によつて利益が移轉する場合には、債權行爲たる原因行爲と物權行爲たる給付行爲とが相次いで存するのが普通であるが、もし獨立の物權行爲によつて利益が移轉することがあるならば、其場合に於ける其行爲の取消の効果が前述の通り物權的であることは明白である。

(2) 原因行爲が爲されてまだ給付行爲が爲されぬ中に原因行爲が取消された場合には、利益返還の問題を生ぜぬ。

(3) 給付行爲が爲された後に原因行爲のみが取消されたならば、給付行爲は依

法律行爲の取消

然有效なのであるから、前述物権的效果は発生し得ず、不當利得返還の問題を生ずるのである。即ち前述の原則とは異なる結果を呈する。併しながら原因行為が取消し得べき場合には、給付行為も取消し得べきものであるのが普通であつて、その然らざる場合は例へば無能力者時代にした原因行為に基き能力者となつた後給付行為をすると云ふ如き少数の場合である。而して其場合に給付行為が留保なしにされると追認の效果を生ずるのであるから（五條）、法律行為の取消によつて不當利得返還の債權的效果を生ずる場合は極めて稀であると云つて宜い。

(4)原因行為が有效であつて給付行為が取消し得べきものであることも有り得る。其場合に給付行為が取消されたならば、給付がされなかつた以前の原状を回復する物権的效果が発生する。併し原因行為は依然有效なのであるから、相手方は再び原因行為の效果として給付を請求し得る。

(5)最大多数の場合は原因行為も給付行為も取消され得べき場合である。此場合に表意者が取消をするならば、原因行為・給付行為の双方を同時に取消したものと解すべきである。勿論表意者は其一方のみを取消し得ぬではないが、實際上斯かる無意味の取消をする者はあるまいと思はれる。而して原因行為・給付行為の双方が同時に取消された場合には其效果は全部的返還義務の發生でなくしてはならぬこと、理論から云つても、取消制度の目的から云つても、又第一二一條の文面から云つても明白である。

(6)此全部的返還義務發生の原則に對しては重大な例外がある。即ち無能力者は取消された行為によつて受けた利益の現存するもののみを返還すれば宜いのである（一一一條但書）。斯の如く無能力者の返還義務を制限したのは、無能力者を特に保護する民法全體の立法精神から、取消し得べき行為をした無能力者が取消によつて却つて損害を受けることなかしめやうと欲したのである。故に

ここに無能力者とは取消し得べき行為の當事者たる無能力者を云ふのであつて、第三者たる無能力者は此保護に浴せず、後述第三者としての一般的保護を受けるものと解すべきである。

(7)この無能力者の返還義務は善意の不當利得者の返還義務(三七〇)と同様である。併し前者は全部的返還義務の制限であつて、後者と同性質ではなく、唯だ義務の範囲を同じくするに過ぎぬ。第一二二條には「現ニ利益ヲ受クル限度」とあり、第七〇三條には「其利益ノ存スル限度」とあるので、兩者の範囲を異なれりとする論もあるが、餘りに文字に即き過ぎた論であつて、第一二二條に「償還ノ義務ヲ負フ」とあるが故に取消の効果は債權的であると云ふ論と共に、私は採らぬ。兩者共に受けた利益中の現存利益と云ふ意味であつて、其利益は例へば醫師の治療を受けたと云ふ如き無形の利益をも含むが、其利益が受けた利益よりも大きい場合には、受けた利益を以て限度とすること勿論である。前

記の區別論では、受けた金銭を浪費した場合に無能力者は返還義務なく不當利得者は返還義務ありと云ふが、根據なき區別である。もし眞に浪費ならば兩者共に返還義務なく、例へば債務辨済に用ひたと云ふ如き利用ならば兩者共に返還義務ありと解すべきである。

(8)立法論としては、無能力者を斯くまで保護する必要ありやが疑問である。第一に取消し得べき行為なりと知りつゝこれを爲し、又は受けたる利益を取消前故らに浪費した如き無能力者を保護する必要があらうか。第二に智能に缺くる所なき妻を他の無能力者と同一に保護する必要があらうか。

(9)詐欺による意思表示の取消の場合には、之を以て善意の第三者に對抗するを得ぬ(九六條)。多少の過失ある表意者よりも寧ろ善意の第三者を保護しやうとするのである。而して此例外規定あるが故に、原則としては取消が善意の第三者にも對抗せられ得ることが一層明白である。

無能力者
保護の過
重

第三者に
對抗する
効力

(10) 然るに此原則は更に第一九二條によつて制限される。即ち取消し得べき行為の目的物が動産である場合に、其動産を轉得した第三者が單に善意であるのみならず無過失であり、而して平穩且公然に右の動産の占有を始めた場合には、取消があつても第三者は其動産の所有者たるを喪はず、隨つて其返還の請求を受くべきでない。これは取消權の制限と云はんよりは寧ろ取消にも拘らず所謂即時取得の効果が變動せぬものであるが、實際上頗る範圍廣き取消の効果の制限となる。

(11) 併しながら第一九二條は取消し得べき行為の相手方については適用がない。もし相手方も即時取得によつて取引の目的物の上に權利を取得するならば、取消は多くの場合に有名無實となつて、其制度の精神に反するのである。元來第一九二條は動産の讓渡人が眞の所有者でない場合の規定であつて、眞の所有者の讓渡行為が有效でない場合には關せぬのであるから、轉得者たる第三者に

適用して取消し得べき行為の直接の相手方に適用せぬのは、同條の精神から云つても當然である。

第五 追認

取消は前述の如く權利であつて、之を行はぬことも亦取消權者の任意である。故に取消權者が取消を行はずに其行為の效力を確定したいと云ふ意思を示した場合には、其意思表示に其通りの効果を有せしめて法律關係を確定させることが、相手方の爲めにも又一般の取引の爲めにも利益である。故に民法は之を取消し得べき行為の追認と名づけて其效力を認めた。此追認については左の諸點を注意すべきである。

(一) 追認は前述の趣旨によつて設けられた制度であるから、取消權の拋棄と觀念すべきである。或は取消權と並んで追認權なる別權利が存すると説明する論者もあるが、徒らに説明を複雑ならしめるのみで、却つて追認制度の趣旨に

追認は取消權の拋棄

適はぬ。

(二) 追認は取消権の拋棄であるから取消権者が即ち追認権者である(一二二條)。こゝに問題となるのは、また取消権者とならぬ者が取消権者となることを豫期して先づ以て追認を爲し得るかである。これ即ち未發生權利の拋棄であるが、公の秩序善良の風俗に反せぬ以上必しも無効とすべき理由がない。取消し得べき行爲が爲されぬ前によつて生ずべき取消権を拋棄することは公の秩序善良の風俗にも反し、又多くの場合には後述第一二四條から云つても無効であるが、取消権者の承繼人たるべき者が承繼前に追認を爲す如きは、必しも無効ならしめる必要はない。

(三) 追認は單獨行爲たる法律行爲であつて、其方法は前述取消の方法と同じである(一二三條)。無能力者の相手方は前述の如く追認するか否かを催告する權利があるが(一九條)、詐欺又は強迫による行爲の相手方は此權利を與へられな

い。

(四) 追認の効力については、第一二二條に『初ヨリ有效ナリシモノト看做ス』と規定して居る。此文體から云つても、又同條但書の規定から見ても、追認は遡及効を有すると云ふ趣旨らしく思はれ、普通はさう説明されて居る。併しなから取消し得べき行爲は兎も角も有効な行爲であつて、其追認は其効力を確定して將來取消されぬ様に止まり、前述無効の行爲の追認の様に新たな行爲となるものでもなく(九條)、又無權代理の追認の様に今まで無かつた効力が發生するものでもない(三條)。即ち取消し得べき行爲は追認の前後に於て其積極的効力を異にするのではないのであるから、無權代理の追認の遡及効(六條)とは異なり、此場合に遡及効ありと云ふのは無意味と云ふべきである。故に法文の『初ヨリ』云々は、當初から引續きと云ふ位の意味に解する外ない。

(五) 取消し得べき行爲の追認には遡及効ありと云ひ得ぬならば、第一二二條

但書に『第三者ノ権利ヲ害スルコトヲ得ズ』と云ふのは意味を成さぬこととなる。普通に此但書適用の例として、未成年者甲が或動産又は不動産を乙に譲渡し、成年になつて後更に同一物を丙に譲渡し、後甲乙間の譲渡を追認した場合を挙げる。併し此場合は第一七七條又は第一七八條によつて解決せらるべきであつて、第一二二條但書を適用する必要もなければ餘地もない。故に強いて適用例を求めれば前例の譲渡の目的が債権である場合であらうか。併し此場合には債権の第一譲渡が取消されれば其第二譲渡が有効となり、第一譲渡が追認されれば第二譲渡は效力を生せぬこととする方が、却つて衡平な結果ではあるまいか。故に私は第一二二條但書を無意義の空文と解したのである。

(六)同一の行爲について取消権者が二人以上有る場合、例へば二人の未成年者間の契約等の場合に、其一人が行つた取消は他の者の取消権及び追認権を消滅させるが、其一人の追認は他の者の取消権及び追認権に影響すべきでない。

二人の取消権者

追認の無効

但し妻の行爲の取消は前述の通り夫権保護の爲めであるから、夫が追認をするによつて妻の取消権は消滅するものと解すべきであらう。なほ代理人・承継人が取消権を有する場合は取消権者が二人有ると云ふべきでない。

(七)取消し得べき行爲につき、また取消の原因たる事情が存する間に、行爲者が其行爲を追認したならば、其追認も取消し得べき筈である。併しそれでは法律關係が極めて複雑となるのみでなく、元來追認制度の趣旨に適はぬのであるから、民法は斯の如き追認を無効とした(一二四條一項)。法文中『取消ノ原因タル情況ガ止ミタル』と云ふのは、無能力者が能力者となり、詐欺による錯誤が発見され、又は強迫による恐怖が消滅する等、其行爲の當時の事情が消滅することを云ふのであつて、其後にされた追認でなくては有効でないのである。追認其ものが更に新たな詐欺・強迫等によつてされた場合には、其追認は無効ではなくて取消し得べきものたること勿論である。民法は禁治産者について單

法律行爲の取消

に能力を回復したのみでなく其行爲を了知した後でなければ、追認を爲し得ない旨を規定した(一二四條二項)。追認が法律行爲である以上云ふを竣たぬ規定であつて、禁治産者の追認に限つたことではない。唯だ禁治産者について問題を生じ易いから注意的に規定したのであらう。而して此規定が存する結果、第一二五條及び第一二六條に所謂『追認ヲ爲スコトヲ得ル時』が禁治産者と未成年者其他とで異なることとなる。それが立法上果して適當か否か疑はしい。以上は取消し得べき行爲の行爲者自身が追認をするについての制限である。法定代理人又は夫が追認をするには此制限の必要なく、又此制限があつては此兩者は追認を爲し得ぬこととなる。故に民法は此兩者について此制限を除いた(一二四條三項)。又無能力者も法定代理人又は夫の同意を得れば無能力者時代に有效な追認が出来る(一九條^{四項})。なほ妻の行爲の取消が前述の様に婚姻關係存続中のみ行ひ得べきものとすれば、妻は夫の同意を得て追認を爲し得るのみで、單

獨には全然追認を行ひ得ぬこととなる。

第六 法定追認

追認は意思表示であるから、必しも明示たるを要せず默示でも差支ない。併しながら默示の追認と見られ得べき事實が存した場合にも、果してそれが追認であつたか否かについて争が起り易く、或は實は追認をしながら後に之を否認する者も生ずるであらうし、而してそれが追認ではなかつたと決すると法律關係を更に複雑ならしめて取引の安定を害する故、民法は當事者の追認の意思を推測せしめることの著しい六箇の事實を限定的に列擧し、追認の行はれ得べき時期に此等の事實があつたならば追認があつたものと看做すべき旨を規定した(一二五條)。此所謂法定追認は、斯の如く當事者の意思の推測から出發したものであるが、具體の場合には當事者の意思如何を問はず、當事者が取消原因の存在をすら自覺して居なくても差支ないのであるから、默示の追認では

なく、又一般の黙示の追認を妨げるものではない。即ち當事者は反證を擧げて法定追認を覆へすことは出来ぬが、唯だ法定追認の原因たるべき事實發生の際追認の意思がない旨を明示して取消權を留保することが出来る。法定追認原因は法文に譲つてここに列擧せぬ。

第七 取消權の時効

追認は取消權消滅の一原因であるが、他の一原因は取消權が消滅時効に罹ることである。消滅時効は黙示の追認ではない。普通の消滅時効の規定を此場合に適用すれば取消權は其發生後二十年間之を行はぬによつて消滅することとなるが(條一六七)、それでは餘りに效力不確定の状態が永續し、而して十年十五年の後に取消が行はれると永年間一旦有效として成立し來つた各種の法律關係を一切顛覆し(一二二)、相手方及び第三者に甚しい迷惑を蒙らしめることとなる故、民法は取消權について特に五年の短期時効を定めた(一二六條前段)。この五年の

短期時効

長期時効

起算點が取消權發生の時ではなくして追認を爲し得るに至つた時(一二四條)であること、普通の時効と趣を異にし(條一六六)、所謂短期時効を實際上延長する傾向がある。且又法定代理人又は夫の取消權は消滅しても無能力者又は妻の取消權は消滅せぬと云ふ現象をも呈する。妻の取消權の如きは結局此短期時効には罹り得ぬのである。其他の無能力者の場合又は被詐欺者、被強迫者の場合にも、行爲後永年間追認を爲し得るに至らぬことがあり得る故、民法は更に行爲の時から二十年と云ふ長期時効を設け(一二六條後段)、所謂短期時効が却つて普通の時効より長期となるが如きことなからしめた。此五年及び二十年は時効であつて所謂除斥期間でないこと、法文上明白である。時効が除斥期間と異なる點は後述の如く援用を要すること(五條)及び中斷(條一四七)並に停止(條一五八)があることである。立法論としては取消權の性質上時効とせずして除斥期間とすべきであつた。親族法上の行爲の取消については除斥期間になつて居る(七五八條、七五九條、七八二條、七八三條)

四條一七八六條、八五三條、八五五條、八五九條。但し實際の適用上は大差ない様に思はれる。

第十二節 條件と期限

第一款 條件

第一 條件の意義

條件と云ふのは、法律行為を構成する意思表示の一部分で、其法律行為の効力の發生又は繼續を或未確定の事實が將來發生するか否かに繋らせるものである。當事者のさう云ふ效果意思にも法律上の効果を與へるのが、法律行為の性質上寧ろ當然であるし、實際生活上頻繁に起る問題故、民法は法律行為の部に期限と並べて之を規定した。併し畢竟は意思表示の解釋の問題で、民法の規定も半ばは解釋上の當然の原則を規定したに外ならぬ。條件の性質については左の諸點に注目すべきである。

意思表示の一部分

法定條件

(一) 條件は或法律行為を構成する意思表示の一部分である。其法律行為の外部から其効果を制限しやうとする別の意思表示ではない。條件と期限とを法律行為の附款と名づける學者もあるが、誤解を惹起し易い名稱だから避けたいと思ふ。價值の方面から云つても、條件は必しも附隨的ではない。即ち條件は抽象的に法律行為の種類を變更させる——例へば貸借に條件が附くと貸借でなくなる——ものではないが、具體的に個々の法律行為の運命——例へば貸借の効力が發生するか否か繼續するか否か——を左右すべき法律行為中の重要な部分である。

(二) 條件は意思表示の一部として表意者が任意に法律行為中に包含させるものである。それ故所謂法定條件、即ち法律の規定で設けられて居る法律行為の効力發生又は消滅の要件は、ここに所謂條件ではない。例へば財團法人の寄附行為は主務官廳の許可を條件としてされると云ふ譯ではなく(四二條一項)、遺言者よ

條件

りも先に受遺者が死ぬことが遺贈の效力消滅の条件だとは云はぬ(一〇九六)。(一)又
第四五〇條に『条件』とあるのも法定条件である。

(三) 条件によつて其法律行為の成立が不確定になつて居るのではなく、法
律行為は確定的に成立して其効力が不確定になつて居るのである。即ち當事者
の效果意思が不確定なのではなくて、其法律行為を普通の場合とは違つて不確
定な効力のものにしやうと云ふ效果意思が確定的に表示されて居るのである。

(四) 条件を含む法律行為の効力は、未確定の事實が將來發生すると否とに
よつて左右される。此點が後述の期限と違ふ。未確定の事實と云ふのは、それ
が將來發生するか否か、意思表示の際に我々の現在の知識經驗上確知し得ない
ことである。例へば『明日雨が降ると云ふことは純客觀的には確定した事實なの
であらうが、現在の天氣豫報はまだそれを確知させ得ないから、『明日雨降ら
ば』と云ふのが条件になるのである。過去の事實は當事者が知らなくても条件

成立の
不確定
にあら
ず効力
の確定

条件の内
容

明
日
雨
降
ら
ば

にはならない。又時期のみが不確定で發生が確定して居る事實は、不確定期限
にはなるが、条件ではあり得ない。例へば『我死せば』と云ふのは期限で、『我汝
先ニ死せば』と云ふのは条件である。

第二 条件の成就と不成就

条件の内容たるべき將來の事實をも亦条件と云ふ。其事實は畢竟現状から見
て或變動が生じること又は生じないことであつて、右の變動が生じると云ふこ
とを条件にするのが所謂積極条件であり、變動が生じないと云ふことを條件に
するのを消極条件と云ふ。而して積極条件に在つては、右の變動が發生するのが
条件の成就であり、發生しないことに確定するのが条件の不成就である。消極條
件については其反對である。民法は成就しない条件が成就したものと看做され
る特例を認めた。即ち条件の成就によつて不利益を受ける筈の當事者が故意に
其条件の成就を妨げた場合に、相手方は其条件が成就したものと看做すことが

積極条件

消極条件

条件成就
の妨碍

条件

條件成就
の不當促進

出来る(一二三〇條)。他の立法(ド民一六二條一項、フ民一)の様に條件が成就したものと當然看做されることにせず、相手方に其法律行為の運命を左右する選擇權を與へたのは、適當な立法であらう。條件の成就について利益を有する者が信義に反して條件の成就を惹起した場合については規定がない。此場合は不法行為の原則で處置するのだと云ふのが通説であるが、私はやはり權衡上相手方が右の成就した條件を成就しないものと看做し得る様に解したいと思ふ(ド民一六二條一項)。
尤もさう云ふ問題は、規定の有無に拘らず、大部分法律行為の解釋で解決されるであらう。

第三 停止條件と解除條件

條件成就
の效果

條件には其成就によつて法律行為の效力を發生させるものと、法律行為の效力が發生して居るのを其成就によつて消滅させるものがある。前者が停止條件(一二七條一項)、後者が解除條件(一二七條二項)である。これ等の條件成就

效果の不
遡及

解除條件
も停止條
件なりとの
観

の效果は、當然に——即ち當事者が其上何等の行為をすることを要せず——且絶對的に——即ち當事者間のみの債權的效果でなく所謂物權的に——生じる。即ち條件附法律行為の條件が附いて居ないものとしての本來の内容が其儘直ぐに發生又は消滅する。此點で解除條件成就の效果と契約解除の效果(五四〇條一項)とが違ふのである。又我民法は條件成就の效果を既往に遡らせぬのを原則とした(一二七條一項、ド民一五八條)。反對の立法例(フ民一七八條、舊財四〇九條)より穩當だが、結局は當事者の意思表示によつて定まるべき問題で、條件の成就が遡及效を與へられることもあり得る(一二七條二項)。何時まで遡及すべきかも當事者の意思に従つて定まるべきである。而して右の遡及效も亦、反對の規定(ド民一五九條)がない以上、絶對的なものと解すべきであらう。なほ解除條件も畢竟停止條件に外ならぬと云ふ説があるが、條件を別の法律行為の様に考へる觀念から出た誤解ではあるまいか。勿論既存の法律行為の效果を條件附で消滅させる別の法律行

爲もあり得るのであつて、それはそれ自身解除条件附法律行為ではなくて停止条件附法律行為だが、一の法律行為の内容としての停止条件と解除条件とは、其行為の效力の發生が条件に繋かると效力の繼續が条件に繋かるとの差違があるのであつて、區別の理論も立ち實益も存する。

第四 条件附權利

条件附權利と云ふ言葉に二様の意味がある。第一には、停止条件の成就によつて取得される等の權利及び解除条件が成就すれば消滅すべき權利を云ふ（六條二項、五一三條、一〇三條、一一三條、一二三條、一三五條）。第二には、停止条件の成就によつて權利を取得すべき當事者の利益、及び解除条件の成就によつて權利を回復すべき當事者の利益を意味する。此利益は將來の希望に過ぎぬのであるが、民法は之を承認保護して「条件附法律行為ノ各當事者ハ、条件ノ成否未定ノ間ニ於テ、条件ノ成就ニ因リ其行為ヨリ生ズベキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得」ないものとした（一二二

第一意義

第二意義

八條）。害することを得ないと云ふのは、害すれば不法行為になつて損害賠償責任を生じると云ふ意味である（（下民一）六〇條）。即ち各當事者の義務の方面から相手方たる當事者の所謂期待權を承認したのである。而して民法は此權利義務が一般の權利義務と同様に處分・相續・保存又は擔保され得ることを言明した（一二九條）。斯く權利として承認保護されて居る以上、法文では當事者のみに禁じて居るが、第三者の侵害も亦不法行為となるものと解すべきであらう。要するにこの第二の意味の条件附權利と前記第一の意味の条件附權利との關係は、丁度相續開始前の相續權と相續開始後の相續權との關係と同様である。即ち別の權利ではあるが又密接な關係がある。それ故不動産登記法第二條に停止条件附請求權の假登記を爲し得ると云ふのは、法理上は第一の意味の条件附權利の登記だが、實際上は第二種の意味の条件附權利の保存になるのである。

登記による保護

第五 既定條件

條件

所謂既定條件即ち法律行為の當時既に成就し又はその成就せぬことが確定して居る條件は、前述の標準によると實は條件ではないのであるから、それを含む法律行為は、或は最初から無條件に效力を生じ、或は全然效力を生せぬ（一三一條一項二項）。其各場合の効果を圖で示すと左の通りになる。

	停止條件ナルトキ	解除條件ナルトキ
條件が既ニ成就セル場合	無條件	無効
條件ノ不成就が既ニ確定セル場合	無効	無條件

これは寧ろ當然な事であるが、併し當事者のすべてが條件の成就又は不成就を知らないで法律行為をした場合には、主觀的には恰も條件附の法律行為をしたと同じ状態なのであるから、民法は條件の成就又は不成就を知るまでの間の當

事者の利益について條件附權利に關する第一二八條及び第一二九條の規定を準用した（一三二條三項）。尤も第一二八條の準用は或場合には當然であり他の場合には無意義ではあるまいかと思はれる。

第六 不法條件

不法條件と云ふのは、それを含むが爲めに其法律行為全體が違法不當となるものである。第一三二條は『不法ノ條件ヲ附シタル法律行為ハ無効』と規定したが、第九〇條の規定から云つても當然な事である。『不法ノ條件』と云ふが、條件は意思表示の一部分に外ならぬのであるから、條件それ自身のみで適法とか不法とか云ひ得べきでない。随つて同條後半も、『不法行為ヲ爲サザルヲ以テ條件トスルモノト雖モ、其爲メニ法律行為ヲ不法ナラシムルモノハ亦同ジ。』と云ふ意味に解釋したいと思ふ。要するに第一三二條は無用の規定であつて、殊に後半は無用である。

第七 不能條件

不能條件と云ふのは、其成就が事實上又は法律上不能な條件である。随つて『不能ノ停止條件ヲ附シタル法律行為ハ無効』であり、『不能ノ解除條件ヲ附シタル法律行為ハ無條件』と見るべきこと、解釋上も當然であつて、第一三三條はこの當然の原則を規定して居る。而して不能條件が前述既定條件と違ふ所は、條件の成否が將來の問題である點だと云ふのであるが、併しそれが成就しないことが既に確定して居るのであるから、實際上第一三三條は第一三一條第二項と同一に歸著する。然るに第一三三條には第一三一條第三項の様な規定がないのであつて、それが又既定條件と不能條件との一差違と云ふことになつて居るが、何故に其差違を設けねばならぬかの理由は了解に苦しむ。當事者が條件の不能を知らずに條件附法律行為をした場合を規定しない位ならば、第一三一條が第三項あるが故に多少有意義なのに反して、第一三三條は全然不必要だ

既定條件との差違

と云つて宜い。

第八 隨意條件

學者は條件を分類して偶成條件・隨意條件・混合條件とする。第一は其成否が法律行為の當事者の意思に關係なく決定すべきもの、第二は當事者の意思によつて決定すべきもの、第三は當事者及び第三者の意思によつて決定すべきものである。併し右の第一と第三とは區別の必要がないものではあるまいか。隨意條件を更に分類して純粹隨意條件及び實行的隨意條件とすることが出来る。即ち『欲セバ』と云ふのが前者で、例へば『謝罪セバ』と云ふのは後者である。民法は債務者たるべき當事者についての純粹隨意停止條件を含む法律行為が無効である旨を規定したが(一二四條)、畢竟法律上の拘束を生じやうと云ふ效果意思が缺けて居るから無効なのであつて、これ亦法律行為の解釋問題に外ならぬのである。

純粹隨意條件と實行的隨意條件

偶成條件

隨意條件

混合條件

第九 條件を附け得ない法律行為

法律行為には條件を附け得るのが原則だが、左の二種の法律行為には性質上條件を附け得ない。さう云ふ法律行為に條件を附けた場合には、條件の性質上其法律行為全體が無効となるものと解すべきである。

制度の性質上
相手方の保護上

- (1) 條件を附けることが公の秩序・善良の風俗に反し又は其制度の目的に適はない行為。例へば婚姻・離婚・養子縁組・離縁・隠居・私生子認知・嫡出子否認・離籍・復籍拒絶・相続の承認及び拋棄・手形行為(商四四五條五號、五二五條四號、五三〇條五號)等。
- (2) 條件を附けることが甚しく相手方の利益を害する單獨行為。例へば相殺(五〇條)・法律行為の取消・追認・契約の解除・選擇債務に於ける選擇・買戻等。尤も此等の行為に條件を附け得ないのは相手方を害すると云ふ理由故、相手方が條件を附けることに同意した場合、及び條件が相手方の實行的隨意條件である場合には、條件を附け得るものと解すべきである。又單獨行為でも、例へば債務免

除の様に、相手方に法律上の利益のみを與ふべきものには條件を附け得る。

第二款 期限

第一 期限の意義

期限と云ふのは、法律行為を構成する意思表示の一部分で、其法律行為の効力の發生又は存續或は債務の履行を將來發生することの確實な事實の發生に繋らせるものである。

意思表示の一部分

(一) 期限は條件と同様意思表示の一部分である。随つて、法定條件が條件でない如く、法定期限(例へば二七條八項)及び裁判所が定める期限(例へば一九六條二項但書)はここに所謂期限ではない。

(二) 期限と條件とは大同小異であつて、ドイツ民法の如きは條件の規定を其儘期限に準用して居る。畢竟期限附法律行為の効果も意思表示の解釋の問題なのである。随つて、民法の法文には期限附法律行為の効果は履行の停止又は效

期限附法律行為の効果

力存續の限界であるかの如く規定してあるが(一三五條)、停止條件の場合と同様に法律行為の效力の發生を期限に繋らせることも爲し得ない理由はなく、物權行為についてはそれのみが考へられ得る。第一三五條は畢竟債權行為に始期を附した場合の意思解釋の規定に外ならぬと解すべきである。

(三)期限が條件と違ふ所は、將來發生することの確實な——何時發生するかは確實でなくとも——事實を内容とする點である。必しも『ナラバ』と云ふから條件だとはきまらぬ。例へば『明日雨降ラバ』と云ふのは條件だが、單に『雨降ラバ』と云ふのは期限である。又必しも日時で云ひ表はされて居るから期限だとも云へぬ。例へば『死亡ノ時』は期限だが、『結婚の時』と云ふのは先づ以て條件と解せねばならぬ。併しそれが具體的の何年何月何日と云ふ意味で、又は結婚相當年齢までと云ふ意味で、期限になることもあり得る。『立身ノ上』『上京ノ節』『卒業後』などと云ふのも寧ろ期限と解すべき場合が多からう。甚しく遠い

✓
期限の内
容

不能期限

將來の時期を期限とする所謂不能期限の效果の如きも、畢竟意思表示の解釋問題である。

期限到來
の效果

(四)期限の内容たる事實を又期限と云ふ。而して其事實が發生するのを期限の到來と云ふ。條件は必しも成就せぬが、期限は必ず到來する。期限到來の效果が當然且物權的に發生することは條件成就の場合と同様であるが、絶対に遡及效を生じない點に於ては條件と違ふ。

期限を附
け得ない
法律行為

(五)期限を附け得ない法律行為は大體條件を附け得ない法律行為と同様だが、結局個々の法律行為の性質上定まるべき問題で、兩者全然同一ではない。例へば特に關係の不確定を嫌ふ法律行為には、條件は附け得ぬが期限は附け得るものがある。手形行為の如きがそれである。又效力發生期が法律上確定して居るものについては、條件は附け得るが期限は附け得ないこともあらう。例へば遺言による家督相續人の指定(九八條)の如きである。所有權には終期を附け得

期限

ぬと云ふ説もあるが、私は所有權を然かく絶對的なものとは思はぬ故、所有權の終期附設定もなし得ないことはないと思ふ。なほ相殺・取消・追認等は元來條件を附け得ぬ行爲であるが、前述の様に例外的に條件を附け得る場合でも、性質上期限は附け得ないであらう。又債務免除の様に、性質上始期は附け得るが終期は附け得ないものもあり得る。期限を附け得ない行爲に期限を附けた場合には、其行爲全體として無効と解すべきが原則である。

第二 期限の種類

(一) 始期と終期 其法律行爲の效力を期限の到來と共に發生させ、又は其效力は直ぐに發生するが之に基く履行を期限の到來まで請求させぬものが始期であり(一三五條一項)、其法律行爲の效力を期限の到來と共に消滅させるものが終期である(一三五條二項)。始期の第一種と終期とは物權行爲にも債權行爲にも附け得るが、第二種の始期は債權行爲についてのみの問題である。民法が、

始期と終期

始期と云ふのは前述の通り主として此第二種の始期に着眼して居るのである。

(二) 確定期限と不確定期限 期限に於ては其内容たる事實が發生すべきことは既に確定して居るのであるが、其發生の時期まで確定して居る場合と否とある。前者は確定期限(四二二條一項)であつて、例へば『來ル何年何月何日』とか『何ヶ月後』とか云ふのがそれである。後者は不確定期限(四二二條二項)であつて、例へば『我死ナバ』と云ふが如きである。『汝ガ成年ニ達スル時ヨリ』と云ふ如き、時期は確定でも發生の不確定なものは、期限ではなくて條件である。

第三 期限附權利

條件附權利義務と同様の意味で期限附權利義務を論じ得る。而して期限到來前の權利については第一二八條・第一二九條の様な規定はないのであるが、元來期限附法律行爲の當事者が期限到來前に有する希望は條件の場合よりも遙に確實なのであるから、條件附權利が保護される以上期限附權利も同様に保護さ

確定期限
と不確定
期限

れるものと解すべきである。唯だ債務の履行を停止するのみの始期については、終局的権利が當初から效力を生じて居るのであるから、期待権保護の問題を生せぬのであつて、民法は此點にのみ著眼した爲めに、期限については第一二八條・第一二九條の様な規定を設けなかつたのであらう。

第四 期限の利益

期限の到来によつて法律行為の効力が発生又は消滅し又は債務の履行が請求される様になることが、當事者の一方又は双方の利益であると同時に、期限が到来するまで法律行為の効力が発生又は消滅せず又債務の履行が請求されぬことは、當事者の一方又は双方の利益である。法律行為に期限を附けるのは畢竟この後の利益を當事者に與へる爲めであつて、ここに期限の利益と云ふのは、即ち始期又は終期の不到來について當事者の有する利益である。

(一)「期限ハ債務者ノ利益ノ爲メニ定メタルモノ」と民法は推定した(一三六

期限の利益の推定

條一項)。併しこれは期限附債權行為についての規定であつて、物權行為については直接の適用なく、又債權行為の性質上の普通原則を言明しただけで、當事者の意思表示により又は其法律行為の性質によつて反對の現象を呈することもあり得る。双務的債權行為は結局當事者双方が期限の利益を有することとなるが、片務的債權行為でも例へば利息附消費貸借の期限は債權者債務者双方の利益の爲めに存し、無償寄託の期限は債權者のみの利益の爲めに存する。要するに個々の法律行為の性質及び内容についてそれぞれに決せらるべき問題である。

(二)期限がまだ到来せぬのに期限が到来したと同一の効果を発生させやうと云ふことを内容とする單獨行為を、期限の利益の拋棄と云ふ。而して其拋棄は期限の利益を有する當事者のみが爲し得ること、殆ど云ふまでもない。第一三六條第二項は此當然の原則を言明して、「期限ノ利益ハ之ヲ拋棄スルコトヲ得。但

期限の利益の拋棄

之が爲メニ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ズ。」と規定して居るが、これを解して、相手方も期限の利益を有する場合でも損害賠償さへすれば右の拋棄が出来る、と云ふ趣旨とするのが通説の様である。併し私は當事者の一方のみが期限の利益を有する範圍内ではなくては期限の利益の拋棄は出來ないと云ふ趣旨に解したい。

(三)民法は、債務者に其信用を失墜させる様な一定の事實があつた場合に之をして期限の利益を主張し得ざらしめた(一三七條)。學者は之を期限の利益の喪失と名づけるが、期限の利益の拋棄の場合とは違つて、直ぐに期限到來と同一の效果を生ずるのではなく、債權者からの請求に對して期限未到來の理由で履行を拒み得ないだけである。其場合は左の三つである。

- (1)債務者が破産の宣告を受けたとき(舊商破九八八條一項、民施二條)
- (2)債務者が擔保を毀滅し又は減少したとき——債務者の行爲による毀滅減少

期限の利益の喪失

でなくてはならぬけれども、債務者がそれを目的としたことを要せぬ、と云ふ解釋になるが、理論上は稍や不徹底である。保證人を殺したのも擔保の毀滅だと云ふ説があるが、保證人が死んでも保證債務は消滅せぬ故、私にはこれは物上擔保だけの問題と解したい。

- (3)債務者が擔保を供する義務を負ふ場合に之を供しないとき(四五〇條)

第五章 期間

第一 期間の意義

時が法律事實として重要な位置を占めることは、民法に於ても諸方面に著しい所で、今ここに一々例示するまでもない。時について特に問題になるのは、法令の規定・裁判・行政處分又は意思表示によつて指定される期日と期間とである。期日と云ふのは、一定の時期である。期間と云ふのは、一の時期を起點として他の時期まで繼續する時間である。即ち期日は靜的に觀た時、期間は動的に觀た時である。期日は點で期間は線だと云ふ説明もあるが、必しも時の長短の問題ではなく、期日と云ふからとて日で指定されることは限らぬこと勿論である。例へば大正十年と云ふのが大正十年度と云ふ意味ならば寧ろ期日であつて、大正十年中繼續してとか毎月反復してとか又は大正十年の經過中にと云ふ意味

期日と期間

に於て期間なのである。斯う云ふ期間の定め方をするか、又は大正十年九月一日から同年十月十五日までと云ふ風に起點と終點とを指示する場合には、其期間の計算についてさして問題が起らぬ故、民法は三日間とか一年内とか云ふ定め方をした期間について其計算法を規定した(一三八條)。これは法律行為の内容のみに關する問題ではないから、別に一章を立てたのであるが、結局個々の場合について法規・裁判・處分又は法律行為の解釋によつて定まるべき問題であつて、民法の期間計算法は畢竟補充的解釋規定に外ならぬのである (刑二二條一三四條、一六七條、刑訴一五條、一六條、明治三五年法律五〇號、一)

第二 期間の計算法

民法は第一三九條乃至第一四三條に期間の計算法を定めたが、前述の通り補充規定に過ぎぬ故、ここでは計算法の原則其ものを條文に譲つて、計算の實例だけを示して置かう。

- (1)『大正十年九月一日午前十時カラ三十時間』と云へば、翌二日の午後四時までである(一三九條)。即ち斯う云ふ場合には所謂自然的計算法を用ひる。『一日ト六時間』と云ふ場合も、普通『三十時間』と解すべきであらう。
- (2)大正十年九月一日午前十時から『十日間』『五週間』『三ヶ月』『一年』等と云ふ場合には、翌九月二日を第一日と算へる(一四〇條)。例へば第一の場合には期間は九月十一日午後十二時で終了する(一四一條、商二八三條)即ち正味十日と十四時間になる。それ故これを延長的計算法と云ふ。他の法律で重要な期間について短縮的計算法を用ひて居る例もある(刑二四條、戸六三條、明治三五年法律五〇號)。
- (3)併し丁度九月一日午前零時に法律行為がされた場合、前以て『九月一日ヨリ十日間』と云ふ風に指定されて居る場合、其他行為の性質内容上、九月一日午前零時から九月十日午後十二時までと解すべきこともあるのは殆ど

云ふを跋たぬ(一四〇條但書)。

- (4)期間の末日たる前記九月十一日が大祭日・日曜日其他の休日に當つて其日には其法律行為の内容たる取引をしない慣習がある場合には、其日に期間が満了するものとする。と當事者に不利益故、一日繰延べて九月十二日午後十二時を以て期間が満了することとする(一四二條、民訴一六六條、刑訴一五條、民九二條)。取引休止の慣習がない場合は勿論、法律關係の性質上休日に期間が満了するものとしても當事者に不利益がない場合には、此繰延は行はれぬものと解すべきである。

- (5)一月十五日に『向四ヶ月間』と云ふと翌十六日が起算日で、最後の月即ち五月に於て其起算日の所謂應當日たる十六日の前日即ち五月十五日に期間が満了する(一四三條二項)。民事訴訟法(六條)の様には『一ヶ月ノ期間ハ三十日トシ』と算へるのと違つて、民法では同じ二ヶ月と云つても一月からの

二个月だと五十九日又は六十日になり、三月からだど六十一日になり、七月からだど六十二日になる。又一月三十日に『向一个月』と云ふと、二月には起算日たる三十一日の應當日がないから、其月の末日即ち二十八日又は二十九日が満期日になる（一四三條二項但書）。要するに月又は年で期間を定めた場合には所謂曆法的計算法を用ひる（一四三條一項）。民法は週についても『曆ニ從ヒテ』と規定して居るが、週については自然的計算法と曆法的計算法とを區別する理由がない。

(6) 民法は起算日から將來に向つて計算される期間に著眼して規定したが、起算日前に遡つて計算される期間、例へば總會の五日前（六二）とか時効期間満了前六个月（一五）とか云ふ類についても、前記の計算法を準用すべきであらう。

第六章 時効

第一節 時効の意義と效果

第一 時効の意義

時が法律事實として働く現象の中、最も著しい一つが時効である。時効と云ふのは即ち、一定の事實状態が一定の期間繼續したことに一定の法律上の效果を與へる制度である。

(一) 時効は民法だけに限つた制度ではない。刑事訴訟法には公訴權私訴權を消滅させる時効があり（六條）、刑法には刑の執行の免除を惹起す時効があるが（三一條）、民法の時効の效果は權利の取得又は消滅であり、随つて取得時効・消滅時効の二種が認められる（一六二條、一六三條、一六六條、一七〇條）。

時効の意義と效果

即時取得
ない時効で

除斥期間
ない時効で

財産権の
みが時効
に罹る

出訴期限

二二二
(二)一定の事實状態の存在だけで権利の取得又は消滅の効果を生じるのは時効ではない。故に例へば第一九二條による権利の取得を即時時効と名づけるならば誤謬である。

(三)一定の期間の経過のみで権利を消滅させる所謂除斥期間又は豫定期間(例へば一九三條、二三四條二項、五
六四條、五六六條三項、八一六條等)は時効でない。現行法上或期間が時効か除斥期間かを區別する標準は、民法總則時効の部に規定してあるもの、外は、法文に『時効ニ因リテ』とあると否とである。

(四)時効によつて取得され又は消滅すべき権利は、原則として財産権のみである(一六三條、一六七條二項)。身分権が時効によつて取得されると云ふ場合はない。身分権が消滅時効に罹ることはないでもないが(七五九條三項、九六六條、一〇二二條二項)、それ等も身分権とは云ひながら財産権的色彩が相當に濃厚な場合である。

(五)時効の効果は實體権の取得又は消滅である(五〇八條、
商四四四條)。それ故訴権を

時効の停
止條件的
効果

目標とする所謂出訴期限とは、立法の趣旨も實際の結果も大體同一だが、法律上の性質が違ふ(明治六年太政官布告第
三六二號出訴期限規則)。

(六)時効による権利の得喪は絶對的に發生し、後述第一四五條の規定は裁判所の権限の制限に過ぎぬ、と論じるのが通説だが、取得時効については先づ宜いとして、消滅時効については少々辻褄が合はぬ。當事者が時効を援用しない場合には、裁判所は無権利者を権利者と判決することとなり、又時効に罹つた債務を履行した場合——殊にさうと知らずに履行した場合——の説明に困る。そこで時効は當事者の援用なくば其效力を喪ふべしと云ふ解除條件附の状態に於て権利の得喪を生ぜしめるものと解する學者もある。私も亦時効の効果が條件的であると云ふ見方に賛成するが、解除條件的と云ふよりは寧ろ停止條件的と説明する方が了解し易くはあるまいか。例へば消滅時効に罹つた債務の履行は、停止條件的説明を用ひると當然有效の辨濟になるが、解除條件的説明によ

ると、右の履行が先づ時効不援用の表示であつて、これによつて債権が復活し、而して其債権が同じ履行によつて消滅すると云ふ複雑な觀念になる。元來はドイツ民法(三二二)の様に、消滅時効は債務者に履行拒絶權即ち所謂永久的抗辯權を與へるに過ぎぬ、とするのが立法としては宜かつたのであるが、私の説明は解釋で大體同様の結果を得やうと云ふのである。

(七)時効は次に述べる様に公益的の制度故、これに關する規定は強行法たるべきである。併し時効期間を短縮する等時効の完成を容易ならしめる契約は、寧ろ公益を促進するものとして有効と解すべきである(二五條)。

第二 時効制度の理由

時効制度を認めたる理由は、永續し來つた事實關係を尊重すると云ふことに歸着する。民法の時効も刑事法の時効も其根本精神は同一であつて、永續し來つた事實的秩序を法律的理由によつて顛覆するのは却つて法律の根本目的に反す

時効制度
は強行法

事實的秩序
的秩序

る故、現在の事實的秩序を更めて法律的秩序にしようとするのである。元來永續して居る事實關係は或場合にはそれが正當な法律關係の發現であることを推測させるのであつて、其場合に右の法律關係を證明すべき證據材料が時の経過によつて湮滅してゐることを想像し得るから、當事者に事實關係だけを證明して法律關係を確保させるのである。所が又他の場合には、現在の事實關係が實は法律上はさうあつてはならなかつた筈のものであることがある。併し今となつては現狀を正當なものとする方が却て社會の秩序に適ふ故、法律は此事實關係を變じて法律關係にするのであつて、此場合にこそ時効制度が眞に其效用を發揮するのである。『權利の上に眠る者』は保護するに及ばぬと云ふことが時効の理由として云はれるが、これは極めて附隨的な一理由に外ならぬのであつて、且すべての時効制度に通ずる理由ではない。要するに時効制度は、義務者又は犯罪者個人に對する保護救濟だけの意味でもなく、權利者又は訴追者に對

する獎勵的制裁的の意味ばかりでもないのであつて、畢竟社會的共同生活の圓滿の爲めの制度なのである。時効が犯罪者に訴追又は刑の執行を免かれさせ、無権利者に権利を取得させ、義務者に義務を免かれさせることについて、道徳上甚だ不當だとの論があり得る。併しそれは法律と道徳との分擔を辨へぬ論であつて、時効は決して道徳上の責任又は義務を解除するものではない。例へば借金をした者はこれに對する債權が時効に罹つても道徳上なほ返金の義務を免かれぬのであつて、法律上それを強制されぬに過ぎぬ。即ち右の債務者が時効を援用せずに債務を辨濟し、又は一旦時効を援用した後もなほ返金をすることは、義理堅い行として推奨さるべきである。而して前の場合には法律上有效な辨濟であるが、後の場合は法律上は贈與と解すべきであつて、舊債償還の爲めと云ふのは其動機である。自然法論者は時効完成後も自然義務が存すると説いた。其趣旨には至極賛成であるが、前述の様に時効の効果を停止條件的に解す

ると、所謂自然義務は時効援用前は法律上の義務、時効援用後は道徳上の義務に外ならぬことになるのであつて、特に自然義務を云々する必要がない。

第三 時効の遡及効

時効の効力は其期間の満了した時——即ち所謂時効完成の時——に發生すべき筈であるが、民法は特に其効力を時効期間の起算日まで遡らしめた（一四四條）。随つて例へば時効によつて物權を取得した者は時効期間内に收取した果實を返還するに及ばず、時効によつて債務を免かれた者は時効期間内の利息を支拂ふことを要せぬのである。斯様な遡及効を認めたる理由は、結局時効制度其ものゝ存在理由に歸着するのであつて、永續した事實關係が正當な法律關係の暗示である場合には殊に此遡及効が正當であり、さうでない場合でも、永續し來つた事實關係其ものを遡つて保護しなくては、事實上の秩序を尊重する目的を達し得ないのである。時効の起算日と云ふのは、取得時効については

普通の
遡及効果
の遡及

占有又は権利の行使を始めた日（二六二條）、消滅時効については権利を行使し得る初日（一六六條一項）であるから、遠くは十年二十年以上を遡ることになるのであるが、此遡及効は元來普通の遡及効とは違つて、事實關係を變更しない爲めの遡及効故、如何に遠く遡らせても實際上の差支がないのである。

第四 時効の援用

時効が其效力を發生するが爲めには、當事者が之を援用することを要する。これは當事者が欲しないのに時効の利益を強いないと云ふ趣旨であつて、権利の取得又は消滅を主張するか否か、又時効を理由としてそれを主張するか否かを、當事者の良心に一任したのである。第一四五條の法文から見ると、援用は時効の效力發生の要件ではなくて單に裁判をする要件に過ぎない様に見えるのであつて、さう解するのが通説である。併しそれでは法律關係が如何にも曖昧不徹底なものになる故、私は時効の援用を時効の效力發生の爲めの實體要件と

普通の遡
及効果の
相違

占有又は権利の行使を始めた日（二六二條）、消滅時効については権利を行使し得る初日（一六六條一項）であるから、遠くは十年二十年以上を遡ることになるのであるが、此遡及効は元來普通の遡及効とは違つて、事實關係を變更しない爲めの遡及効故、如何に遠く遡らせても實際上の差支がないのである。

第四 時効の援用

時効が其效力を發生するが爲めには、當事者が之を援用することを要する。これは當事者が欲しないのに時効の利益を強いないと云ふ趣旨であつて、権利の取得又は消滅を主張するか否か、又時効を理由としてそれを主張するか否かを、當事者の良心に一任したのである。第一四五條の法文から見ると、援用は時効の效力發生の要件ではなくて單に裁判をする要件に過ぎない様に見えるのであつて、さう解するのが通説である。併しそれでは法律關係が如何にも曖昧不徹底なものになる故、私は時効の援用を時効の效力發生の爲めの實體要件と

欠

欠

のとして極めて自然である。即ち斯う云ふ觀念を用ひれば、消滅時効について拋棄が行はれた場合に債權と同時に之に伴ふ擔保も復活するかどうかと云ふ問題も起らず、時効の完成を知らずにされた債務の履行は時効利益の拋棄ではないから所謂非債辨濟になつて不當利得返還問題を生じると云ふ解釋も出て來ず、事態が比較的簡單に解決されるのである。

第六 時効の中斷

時効の中斷と云ふのは、時効の進行——即ち時効期間が満了に近づくこと——が一定の事實の發生によつて斷絶することである（一四七條）。即ち時効完成の障礙であるが、後に述べる時効の停止の様に一時的障礙ではなくて、絶對的障礙である。随つて、時効中斷後更に新時効が進行するにしても、それは新時効であつて（一五七條）、其完成の効力が舊時効の起算日まで遡るべきでない。時効中斷を認める理由は、權利者が權利の上に目醒めたるが故にと云ふ趣旨に

第七 時效の停止

時效の停止と云ふのは、時效期間が一時其の進行を休止すること、即ち時效の中斷とは違ひ、今まで経過し來つた期間が無駄にならず、時效が再び進行を始めると其後の期間と通算するのだと普通説明される。併し我民法の時效の停止は、時效期間の満了が近づいたのにそれによつて利益を喪ふべき當事者が時效を中斷し得ない——不能な又は困難な——事情が存する場合に、其事情が止んだ後一定の期間は時效を完成させない制度であつて、即ち時效によつて權利を喪ふべき者を保護せんが爲めの時效期間の繰延べである、と説明した方が宜い。その所謂時效停止は左の通りに行はれる。

(一) 未成年者と禁治産者とは自身で時效中斷の效果を生ずる様な行爲をすることが出来ないから、時效の期間満了前六个月内に或未成年者又は禁治産者の法定代理人が缺けて居たことがあるならば、其後法定代理人が就職し又は其無

停止事由

此處に於ては、時效の停止事由として、未成年者又は禁治産者の法定代理人の缺けて居たこと、及び其後法定代理人が就職し又は其無能力者が能力者になつた時から六个月内は、其者の不利益になる様な時效を完成させぬ(一五八條)。

能力者が能力者になつた時から六个月内は、其者の不利益になる様な時效を完成させぬ(一五八條)。

(二) 無能力者が其財産を管理する父母又は後見人に對して權利を有して居ても、それを主張して時效を中斷することは困難故、其無能力者が能力者となり又は後任の法定代理人が就職した時から六个月内は、其權利についての時效を完成させない(一五九條一項)。

(三) 婚姻繼續中妻が夫に對して權利を主張することは困難だから、婚姻解消の時から六个月内は其權利についての時效を完成させない(一五九條二項)。

(四) 相續が開始しても誰が相續人であるかが定まらぬ間は、相續財産に關する——之に對する又は之に屬する——權利を行使して時效を中斷することが困難故、相續人が定まるか又は相續人が愈々不分明だと云ふので管理人が選任された(二〇〇五二條)時から六个月内は、相續財産についての時效を完成させない(一

時效の意義と效果

六〇條)。

(五)民法は相續財産に對して破産の宣告があつた場合の時效の停止を規定して居るが(一六〇條)、現行法上さう云ふ破産はないのであつて、將來さう云ふ破産法規定を設ける積りで立法だつたのであらう(民施二條、破産法案一三、四條、一三五條、一四〇條)

(六)天災其他避け難かつた事變の爲めに時效を中斷することが不能又は困難だつた場合には、其妨碍の止んだ時から二週間内は時效を完成させない(一六一條)。法文には『時效ノ期間満了ノ時ニ當リ』とあるが、此一句は嚴格に解釋すべきであるまい。即ち事變は期間の満了前に止んで居ても、其事變の爲めに期間内の時效中斷が妨げられたと認められる場合には、時效を停止すべきである。

第二節 取得時效

第一 意義

取得時效と云ふのは財産權取得の原因たる時效であつて、物又は權利の占有が一定期間繼續するによつて完成する。而して右の權利取得の半面として今までの權利者が權利を喪ひ又は權利の内容を制限されることがあるが(二八九條、三九七條)、其場合でも時效による權利取得は繼受取得ではなくて原始取得である。性質上時效によつて取得され得ない權利も少なくない(三三條)。時效は次にも述べる様に事實の繼續を要件とするのであるから、事實其ものによつて直ぐに發生する占有權の様なもの、及び一回の行使によつて消滅する權利——取消權・解除權等の形成權、不可分の給付を目的とする債權等——について、取得時效の問題を生じないのは當然である。なほ立法論としては前述の通り、取得時效の制度は消滅時效と離して、不動産登記制度とも考へ合せて規定し直した方がよさうである。

時効で取
得されぬ
權利

第二 取得時効の要件

取得時効の要件は占有が一定の期間繼續することであることは、既に一言したが、右の占有については左の諸要件を考へ得る。

- (1) 所有の意思で他人の物を占有し（一八〇條、一八一條、一八五條、一八六條二項）、又は所有権以外の財産権を自己の爲めにする意思で行使——準占有（二〇五條）——すること。
- (2) 右の占有又は準占有が平穩であること、即ち暴行強迫によつて開始し又は維持されるものでないこと（一八六條一項）。
- (3) 右の占有又は準占有が公然であること、即ち他人に對して特にそれを隠し立てせぬこと（一八六條一項）。
- (4) 右の占有又は準占有の始めに占有者が善意無過失であつたこと、即ち自己が正當の権利者だと信じ而してさう信ずるについて過失がなかつたこと。

第三 即時取得と取得時効

所で右の占有に關する要件が全部揃ふか否かにより、物又は権利の種類に應じて、権利の取得が時効を跋たぬ場合と、短期の時効で済む場合と、長期の時効を要する場合とを生じる。即ち左の通りである。

- 即時取得
- (一) 動産について前記(1)(2)(3)(4)の四要件が揃ふと、其動産の上に行使される権利が即時に取得される（一九二條）。
- 短期取得時効
- (二) 不動産について(1)(2)(3)(4)の四要件が揃ふと、其占有又は準占有が十年間繼續（一八六條二項）するによつて其不動産上の所有権又は其他の財産権が取得される（一六二條二項、一六三條）。

- 長期取得時効
- (三) 動産又は不動産について(1)(2)(3)の三要件が存して(4)の要件が缺けると、其占有又は準占有が二十年間繼續するによつて其動産上の所有権又は其他の財産権が取得される（一六二條一項、一六三條）。

右の(一)は所謂即時取得で時効ではないが、それを併せて考へなくては、不動

産については十年の短期時効があるのに動産については常に二十年の長期時効であることの、即ち(二)と(三)との、辻褄が合はぬのである。

第四 取得時効の中斷

取得時効については、前記一般の中斷がある外、所謂自然中斷なるものがある旨を民法は規定した。即ち『占有者が任意ニ其占有ヲ中止シ又ハ他人ノ爲メニ之ヲ奪ハレタ』場合に取得時効は中斷される(一六四條、一六五條、二〇三條)。併しこれは前記(1)の要件が缺けたことに外ならず、随つて其爲めに時効が中斷されるのは規定するまでもない當然の現象であつて、占有者自己の意思又は他人の侵奪によらずに占有が喪はれた場合であつても同じことである。又(2)或は(3)の要件が缺けた場合も同様であつて、占有が平穩公然でなくなれば時効は中斷し、再び平穩公然な占有が始まつた時から時効も更めて進行すること、規定はなくとも當然である。斯くこの所謂自然中斷は當然の現象故、一般

の中斷と違つて其効果は絶対的である(一四八條)。

第三節 消滅時効

第一 意義

消滅時効は権利消滅の原因たる時効であつて、権利の不行使が一定期間繼續するによつて完成する。権利の不行使と云ふのは、権利を行使し得るに拘らず之を行使しないことであるから、消滅時効の起算點は権利が法律上行使され得るに至つた時である(一六六條一項)。身分權と所有權とが消滅時効に罹らないことは法文に顯はれて居るが(一六七條二項)、其外占有權・相隣權・共有物分割權の様な事實關係と終始する權利、擔保權(三九六條)・選擇權の様な從たる權利、抗辯權の様な他人の權利を前提とする權利等、性質上消滅時効の問題を生じない權利は少なくない。なほ取得時効には前記以外の特別時効はないが、消滅時効に

消滅時効
權利に罹らぬ

はこゝに述べる以外の特別時効が存する（一二六條、四二六條、七二四條、七五九條三項、八九五條、商二八五條三、二八條、三、二九條、三五六條、四四三條等）。

第二 各種の消滅時効

消滅時効は権利の不行使が一定の期間繼續することを要件とするのだが、民法は長短數種の時効期間を定め（民施二九條、一三三條）、消滅時効に罹るべき各種の權利を左の通り配當した。

(一) 長期時効

(1) 二十年の時効——財産權一般（債權及び所
有權を除く）（一六七條二項）

(2) 十年の時効——債權一般（定期金債權及び短期時効
に罹るべき債權を除く）（一六七條一項）

(3) 二十年及び十年の時効——定期金の債權（二十年は第一回の辨濟期から、十
年は最後の辨濟期から起算する）（一
六八條）

(二) 短期時効

五年の時
效

(1) 五年の時効——年又はそれより短い時期で定めた金錢其他の物の給付を
目的とする債權（一六九條）

三年の時
效

(2) 三年の時効

a 醫師・産婆及び藥劑師の治術・勤勞及び調劑に関する債權（一七〇條一
號）

b 技師・棟梁及び請負人の工事に關する債權（工事終了の時から
期間を起算する）（一七〇條二
號）

c 辯護士・公證人・及び執達吏が其職務に關して受取つた書類についての
責任（其職務執行の時か
ら期間を起算する）（一七一條）

二年の時
效

(3) 二年の時効

a 辯護士・公證人及び執達吏の職務に關する債權（其原因たる事件終了の時か
ら期間を起算する。其事件
中の各事項終了の時から五年を経過すると右
の期間内でも其事項に關する債權は消滅する）（一七二條）

消滅時効

b 生産者・卸賣商人及び小賣商人が賣却した產物及び商品の代價（一七三條一號）

c 居職人及び製造人の仕事に關する債權（一七三條二號）

d 生徒及び習業者の教育・衣食及び止宿の代料に關する校主・塾主・教師及び師匠の債權（一七三條三號）

(4) 一年の時効

a 月又はそれより短い時期で定められた雇人の給料（一七四條一號）

b 勞力者及び藝人の賃金並に其供給した物の代價（一七四條二號）

c 運送賃（一七四條三號）

d 旅店・料理店・貸席及び娯遊場の宿泊料・飲食料・席料・木戸錢・消費物代價並に立替金（一七四條四號）

e 動産の損料（一七四條五號）

一年の時効

短期消滅
時効の制
度は適當
か

以上各種の時効期間を定めるについて、民法は相當にそれぞれの權利について諸方面の事情——例へば金額の大小・頻繁に起るか否か・其權利の履行が正確に行はれるのを常とするか否か、履行済の證書類が交附され保存されるのを常とするか否か等——を考慮して居る様であるが、併しまだ再考の餘地は少なからず残つて居るであらう。例へば權利者が義務者に對して權利の主張殊に訴訟上の請求をすることが、世間的の義理人情又は出訴の實際上の困難——裁判所の遠隔・訴訟手續が面倒なこと・費用がかかること・時間がかかること等——の爲めに、必しも常に容易ではないと云ふことを、民法は充分に考へなかつたのではあるまいか。民法は小額の債權だから早く消滅させると云ふが、他方には小額だから請求殊に訴求しにくい事情があることを看過してはならぬ。而して其所謂小額は請求者の生活上必しも小額ではないかも知れない。消滅時効の期間を短くすることは結局債務者の保護になるが、債務者常に必しも弱者ではな

くして、債権者が弱者のこともあると云ふことを忘れてはならない。さう云ふ方面から観ると、我民法の短期消滅时效中には期間が短か過ぎはせぬかと思はれるものがある。前掲(二)の(4)のa bについて特に其感が深い。要するに消滅时效の制度は、訴訟の簡易化殊に小額請求裁判所の設置を伴はなくては、完全と云ひ得ないのである。私はこゝで今一度时效は個人の保護又は制裁の規定でなくて社会的共同生活の圓滿の爲めの制度だと云ふことを繰返して置きたい。时效制度だけではない、民法全體が、否法律其ものが、さうなくてはならないのである。

民法 總論 下巻終

民法條文索引

條數	頁數
一	上五〇・一一三・一二七・二一九
二	上三三・三五・一二三・一二四・二四一
三	上八一・一三六
四	上一三八・一四五・一五六・一七〇・下四
五	一・五一・一〇三・一五九
六	上一四四・一四六・一四九・一五〇・一五六・下五一
七	上一三七・一四四・一四九・一五六・一七三・下五一・一五七
八	上一五一・一五二・一五三
九	上一五四
一〇	上一五五・一五六・一五七・下一五九
一一	上一五三・一五八・下一五七
一二	上一五三・一五九・一六一・一六二
一三	上一三三・一六三・一六六・一六八・一六九・一七〇・二九四・三〇一・三〇二・下

民法條文索引

一三	一五九
一四	上一五九
一五	上一三三・一六八・一六九・一七〇・一七三・一七四・二九四・三〇二・下一五九・一六四・一六五
一六	上一七一
一七	上一五一・一七二・下一五七
一八	上一七三
一九	上一七一・一七二・一七八
二〇	上一三三・一七五・一七六・一七七・一七八・下一一四〇・四七・一三八・一三九・一七六・一八〇
二一	上一三三・一八〇
二二	上一八一・一八一・一八二
二三	上一八七・一八八
二四	上一八七・一八八
二五	上一八九
二六	上一五三・一八六・一九〇・一九二・一九三・二〇五・下九九・一二二・一五七

一

二六 上一五三·一九三·下九九·一二二
 二七 上一五三·一九五
 二八 上一九四·下一〇〇·一〇六
 二九 上一九五·一九六·下一二五
 三〇 上七七·一五三·一九八·一九九
 三一 上二〇二·二〇四·下一一三
 三二 上一五三·二〇五·二〇六·二〇八·二一〇
 九·下一五七
 三三 上二二五·二二六
 三四 上二二二·二二七·下四四
 三五 上二二二·二二四·二二八
 三六 上一二二·二五一·二五二·二五三
 三七 上一二九·二三一·二五五·二六五·下一
 一一
 三八 上一三三·二二三·二二三三·二六三·二七
 七·下三五·四一
 三九 上一三五·二五五
 四〇 上二三五
 四一 上二三六

四二 上一三七·下二一·一八五
 四三 上一三三·二四一·二四二·二四三
 四四 上一四六·二四七·二四八·二四九·下九五
 四五 上一三八·二三九
 四六 上一三八·二三九·二六〇
 四七 上一三八
 四八 上一三八
 四九 上一五三
 五〇 上一三三
 五一 上一三九·下八九
 五二 上一三一·二五四·二五八·下一二二
 五三 上一二五·二五七·二六四·下八九·一〇
 六·一一二
 五四 上一五七·下一二·一五〇
 五五 上一四八·二五八·下一〇〇·一二三
 五六 上一四八·二五九·二六二·下九九
 五七 上一四八·二六〇·下九〇·九九·一一〇
 五八 上一三一·二六〇
 五九 上一六〇·二六二·二七七

六〇 上一六二
 六一 上一六二·下一一
 六二 上一六二·下一一·二二〇
 六三 上一六三
 六四 上一六四
 六五 上一〇三·二三一·二六四
 六六 上一〇三·二六四
 六七 上一二七七
 六八 上一三一·二六三·二六五
 六九 上一二六七·下一九
 七〇 上一二六六
 七一 上一二六七·二七七·下一五七
 七二 上一三三一·二七六
 七三 上一二六九
 七四 上一三三·二七一·下一一四
 七五 上一二四八·二七一·二七七
 七六 上一二七一·二七七·下一一二
 七七 上一二六六·二七二
 七八 上一二七二·二七三·二七四·二七五·下一

七九 〇六
 上二七四
 八〇 上一二七四·二七五·二七六
 八一 上一二七〇·二七四
 八二 上一二七七
 八三 上一二七六
 八四 上一九·二三八·二三九·二六六·二七二·
 二七四·二七八
 八五 上一五五·二八〇·二八一
 八六 上一八九·一六四·二八二·二九五·二九六
 ·三〇〇·三〇一
 八七 上一三〇二·三〇四
 八八 上一三〇五·三〇七
 八九 上一六三·三〇七·三〇八
 九〇 下一二九·三一·三三·三四·四二·一四九·
 一九三
 九一 上一五一·五三·下三四·三五·三六
 九二 上一三九·下三六·二〇九
 九三 上一五〇·下一三·五四·五五·五六·五七·

五八·八一·九二·九二·一〇五·一四九
 九五 下五五·五七·一四九·一五〇
 上二四二·下二三·六三·六四·七〇·七
 四·九一·九二·一四九·一五〇
 九六 上一一五·一四三·下七二·七三·七四·
 七五·七六·七七·八〇·八一·一〇五·一
 一七·一五九·一六一
 九七 上一七六·二六三·下四七·五〇
 九八 上一三二·一四三·一四六·下五一
 九九 上一一五·二四五·二五七·下九〇·九三
 九四
 一〇〇 下九二·九三
 一〇一 上一四三·下二〇四·一〇五·一〇六
 一〇二 上一三九·下二〇二·一〇三·一〇四
 一〇三 上一九四·下一〇七
 一〇四 上二五八·下九六·九八·一〇〇·二二〇
 一〇五 上二五九·下一一八·一二二·一二三·一
 二六
 一〇六 上二五八·下九八·一〇〇·一二二·一二

三
 一〇七 下二二四·一二五
 一〇八 上一二五·二六〇·下九〇·一〇九·一一
 〇·一一一·一二五
 一〇九 下九七·一三〇
 一一〇 下一二二·一二八·一三〇
 一一一 下九六·一一三·一一五·一二六·一二六
 一一二 下一〇五·一三〇
 一一三 上九八·下四一·一〇五·一三四·一三五
 一四〇·一七七
 一一四 上一七七·下四〇·一三七·一三八·一三
 九
 一一五 下一〇五·一三七·一三九·一四〇·一四
 四·一五八
 一一六 上五一·下三五·一三五·一三七·一七七
 一一七 上一九五·下一〇五·一四一·一四二·一
 四四·一四五
 一一八 下一四六·一四七·一四九
 一一九 上一三八·下一五四·一五六·一七七

一二〇 上九八·一三三·一六三·一七四·一七五·
 下七五·八〇·一五九·一六〇·一六一·
 一六二·一六四·一七三
 一二一 上二〇八·二〇九·下七五·八〇·一〇
 三·一二七·一六八·一七一·一七二·一
 八二
 一二二 上九八·一四三·下一三四·一五五·一七
 六·一七七·一七八
 一二三 上一四三·下四一·一六七·一七六
 一二四 下一七六·一七九·一八〇·一八三
 一二五 上一四八·下一六四·一七〇·一八〇·一
 八一
 一二六 上一七五·下一八〇·一八二·一八三·二
 三二
 一二七 下三·三五·一八八·一八九
 一二八 下三·一九〇·一九三·二〇一·二〇二
 一二九 下三·一九〇·一九三·二〇一·二〇二
 一三〇 下三·一八八
 一三一 下一九二·一九三·一九四

一三二 下三三·一四九·一五一·一九三
 一三三 下一四九·一五一·一九四
 一三四 下一四九·一九五
 一三五 下一九八·二〇〇
 一三六 下二〇二·二〇三
 一三七 下二〇四
 一三八 上三三·下二〇七
 一三九 下二〇七·二〇八
 一四〇 下二〇七·二〇八·二〇九
 一四一 下二〇七·二〇八
 一四二 下二〇七·二〇九
 一四三 上二二六·下二〇七·二〇九·二一〇
 一四四 下二一七
 一四五 下一八三·二一三·二一八·二一九
 一四六 下二二〇
 一四七 下一一·一八三·二二一·二二二·二二三
 一四八 下二二二
 一四九 下二二二
 一五〇 下二二二

一五一 下二二二・二二三
 一五二 下二二三
 一五三 下二二三
 一五四 下二二三
 一五五 下二二三
 一五六 下二二三
 一五七 下二二一
 一五八 下一八三・二一〇・二二五
 一五九 下二二五
 一六〇 下二二六
 一六一 下二二六
 一六二 上二〇九・二九四・下四・一五〇・二一
 一六三 一・二二八・二二九
 一六四 上九五・二九四・下四・一五〇・二二一
 一六五 二二二・二一八・二二九
 一六六 下二三〇
 一六五 下二三〇
 一六六 上八五・下一八三・一九〇・二二一・二二
 一六六 八・二三一

一六七 上九五・一〇七・下一八二・二二一・二二
 一六八 二・二三一・二三二
 一六八 下二一一・二三二
 一六九 下二一一・二三三
 一七〇 下二一一・二三三
 一七一 下二三三
 一七二 下二三三
 一七三 下二三三
 一七四 下二三三
 一七五 上九七
 一七六 上二九二・下六・二三
 一七七 上二九五・二九九・三〇六・下一三七・一
 一七八 五〇・一七八
 一七九 上二九五・二九九・三〇六・下一三七・一
 一八〇 七八
 一八一 下二二八
 一八二 下八五・二二八
 一八三 下八五
 一八四 下八五

一八五 下二二八
 一八六 下二二八・二二九
 一八九 上三〇七
 一九一 上二〇八
 一九二 上二〇九・二九四・下四・一五〇・一七四
 一九三 二二二・二二二
 一九三 上二九四・下二二二
 一九四 上二九四
 一九五 上二九四
 一九六 下一九七
 一九八 上一〇六
 一九九 上一〇六
 二〇〇 上一〇六
 二〇三 下二三〇
 二〇五 上九五・九七・二九六・下二二八
 二〇六 上三三・八二・三〇六
 二〇七 上三三
 二〇九 上二四六
 二二二 上二四六

二二七 上三七・三九
 二二九 上三七
 二二八 上三七
 二二二 上二四六
 二三四 上二四六・下二二二
 二三六 上三七
 二三九 上八九・二二〇・二七五・下四
 二四〇 下四
 二四二 上二九九・下四
 二四三 上二九八・下四
 二四四 下四
 二四五 下四
 二四六 下四
 二五〇 下三五
 二五八 上二九三
 二六三 上三七
 二六四 上三三・九五
 二六六 上五九
 二六八 上三七

二六九 上三七
 二七〇 上一一五・三〇七
 二七二 下三五
 二七六 上一〇八
 二七七 上三七
 二七八 上三七・下一五一・一九七
 二七九 上三七
 二八一 上五一・下三五
 二八三 下二二七
 二八四 下二二二
 二八九 下二二七
 二九四 上三七
 三一〇 上二九五
 三一〇 上五九
 三一五 上二九五
 三四四 上一九六
 三五〇 上五九
 三五二 上二九五
 三五六 上二九五・三〇七

三五九 上五一
 三六〇 下一五一
 三六二 上五九・九七・二八二
 三六九 上九七・二八九・二九五
 三七〇 上五一
 三七四 上五五
 三八七 下八六
 三九六 下二三一
 三九七 下二二七
 三九九 上九五
 四〇〇 上九八・二九二
 四〇一 上九八・二九二・下二七
 四〇二 上九八・二九二
 四〇五 上九八・二九二
 四〇六 上九八・下二七・一四三
 四〇七 下四一・一五八
 四〇八 下一一
 四一〇 下一五一
 四一二 下一一・二〇一

四一四 上九・七七・二六二
 四一五 下二八
 四一九 上九八
 四二三 上九一・下八六・一六四・一六五
 四二四 上八二・八四・九五・九八・下一〇五・一五七
 四二六 下二二二
 四二七 上二九三
 四二八 上二九三
 四三二 上一一五
 四三四 下二二二
 四三九 下二一九
 四四九 下一六四
 四五〇 上一三五・一八六・一八九・下一八六・二〇五
 四五二 上一〇八
 四五三 上一〇八
 四五五 上一〇九
 四五七 下二二二

四五八 下二一九・二二二
 四六三 下一〇五
 四六五 上五九
 四六七 下一一
 四八〇 下一〇五
 四八三 上二九二
 四八四 上五三・一八六・二九二
 四九三 下一一
 五〇五 上九八
 五〇六 下四一・一九六
 五〇八 下二二二
 五一三 下一九〇
 五一九 上一四六・下一七・四一
 五二一 下一五八
 五二二 下一〇五
 五二四 下一五八
 五二五 下五〇・一〇五
 五二六 上三九・下四〇・四七
 五二七 下一〇五

五二九 下四一
 五三〇 下四四・一〇五・一五八
 五三三 上一〇八
 五三四 上二九二
 五三七 下七六・八五・一三三
 五三九 下七七
 五四〇 上九八・下一五八・一八九
 五四一 下一五九
 五四二 下一五九
 五四三 下二八・一五九
 五四四 下四〇
 五四五 上一六五・下二四
 五四七 上一四五・下一五七
 五四九 上一四三・二二六
 五五〇 上一四三・二二六
 五五一 上二〇三・二二六
 五五二 上五九・二〇三・下二二
 五五三 上九五・下二四
 五五九 下二四

五六一 下一〇五
 五六二 下一〇五
 五六三 下一五一
 五六四 下一二二
 五六五 下一五一
 五六六 下一二二
 五七〇 下一〇五
 五七二 下一〇五
 五八〇 下一五一
 五八六 下一二四
 五八七 下一二四
 五九三 上三〇七・下二四
 六〇一 上三〇七
 六〇二 上一六五・一六六
 六〇四 下一五・一五一
 六一一 上一一五
 六二二 下二四
 六三二 下二四
 六四三 下九六

六四四 下一二五
 六四五 下一二六
 六四六 下一二五
 六四七 下一二五
 六四八 下一二五
 六四九 下一二五
 六五〇 上一九五・下一二五
 六五一 上一四五・一九三・二五六・下一一六・二二六
 六五三 下一一六・一二六
 六六五 上五九
 六六七 下一九
 六七三 上一〇三
 六八九 上一〇三
 六九五 上一六五
 六九七 下一三三
 七〇三 上一一五・下二四・一七二
 七〇四 上一〇九
 七〇九 上九六・二四六・下七二

七一〇 上九五・九六
 七一一 上九五・九六
 七一二 上一三三・下一四二
 七二三 上一三一・下一四二
 七二五 上二四七・二四八
 七二六 上二四八
 七二七 上二四八
 七二八 上二四八
 七二九 上二四七
 七三〇 上八八
 七三一 上五〇・八九・一〇八・一一九
 七三四 下二二二
 七三七 上一四一
 七四三 上一四一
 七四六 上九六
 七四七 上九九
 七四九 上九九・一八三
 七五〇 上九九
 七五二 上一三五

民法條文索引

七五五 上二三五
 七五六 上二三五·一四一·一五七
 七五八 下一六〇·一六六·一八三
 七五九 下八一·一六〇·一六六·一八三·二二二
 ·二二二
 七六五 上一三五
 七七四 上一三五·一五七
 七七七 上六八
 七七八 下六三·六七·一四九
 七七九 上八二·八四·下一五九
 七八〇 上二〇七·下一五二·一六〇·一六六
 七八二 下一八三
 七八三 下八一·一六〇
 七八四 下八一·一八三
 七八五 下八一·一八四
 七八六 下一八四
 七八七 下一六八
 七八九 上五二·九九·一八三
 七九〇 上九九·下一五九

七九一 上二〇〇·一七一
 七九二 上一〇〇·一三五·下一五七
 七九三 下三五
 七九八 上五二
 七九九 上九五·一〇〇·三〇七
 八〇一 上一〇〇·一七〇·一九一·下九九
 八〇二 上一七〇·下一〇〇
 八〇四 下八六·一〇〇
 八一〇 上一五七
 八一三 上七七·八二·八四·九八·二〇七
 八一四 下一一·二三
 八一六 下二二
 八二七 上九八
 八二八 上一三五·一四一·一五七
 八三三 下一五八
 八三五 上九九
 八四〇 上一三五
 八四三 上一三五·下九〇
 八四七 上一三五·一五七

八四九 上五九
 八五〇 上六八
 八五一 下六三·六七·一四九
 八五二 上八二·八四·下一五九
 八五三 下一五九·一六〇·一六六·一八四
 八五五 下一八四
 八五六 下一八四
 八五七 下八一·一六〇·一八四
 八五八 下一八四
 八五九 下八一·一六八·一八四
 八六四 上一五七
 八六六 上八二·八四·九八
 八七七 上一三九·下一〇二·一一二·一一四
 八七八 上一四二·一四九·一五〇·一七八·下一
 二九
 八七九 上八五·一〇〇
 八八〇 上九九·一八三
 八八一 上九九·一四一
 八八二 上九〇·一〇〇

八八三 上九九·一四一·一四九·一五〇
 八八四 上一〇〇·一四〇·一四二·一九一·下八
 九·九九·一〇六·一二九
 上一〇〇
 八八六 上一三五·一四二·一四九·一七八·二九
 四·三〇二·下一二九
 八八七 下一五九·一六〇
 八八八 上一七七·二六〇·下九〇·一一〇
 上三〇七
 八九二 上一四八·一五五·一七七
 八九四 下一二五·二三二
 八九五 上一〇〇·一四〇·下九〇·一〇二
 八九六 下一〇二·一一二·一一五
 八九七 下一〇二·一一二·一一五
 下一二二
 八九九 上一三九
 九〇〇 上二九九
 九〇一 下九九
 九〇二 上一五四·下九九·一〇二
 九〇三 上一五四·下九九

九〇四 上一五四·下一九·九九
 九〇六 上一五四·下一二二
 九〇七 上一八六·下一九·一二二
 九〇八 上一二二·下一〇二·一二三·一二四·一
 一五
 九〇九 上一六二
 九一一 下一三三
 九一五 上一五四·下一二〇
 九一七 下一三三
 九一九 下一三三
 九二〇 下一三三
 九二一 上一四一·二四二·二四九·一五一
 九二二 上一五四
 九二三 上一四〇·二四二·二五五·一五七·一九
 九二五 下一二五
 九二六 下一二五
 九二七 下一二五
 九二八 下一二五

九二九 上一四二·一五五·一七八·二九四·三〇
 二·下一二九
 九三〇 上一三五·下一一〇·一二五·一五九
 九三一 上一三五·一四二·下一一〇
 九三三 下一二五
 九三四 上一四〇·二四二·一五五·一五七·下九
 〇·一〇二
 九三六 上一五九·一四八·一五五·一七七·下一二
 九·一五九·一六〇
 九三七 下一三三
 九三九 上一三五
 九四二 下一二五
 九四七 下一九
 九五四 上九九
 九六四 上一二六·二七五
 九六五 上一八六
 九六六 上一〇一·二〇七·下一二二·二三二
 九六八 上一五〇·八九·一九·下三
 九七〇 上一〇一

九七三 上一〇一
 九七四 上一〇一
 九七五 上一〇一
 九七七 下一五七
 九八一 下一九九
 九八二 下一九
 九八五 下一九
 九八六 上一八九·九〇·九一
 九九〇 上一二七
 九九二 上一二六·二七五
 九九三 上一五九·八九·一九·一八六
 九九四 上一二四一
 九九五 上一〇一
 九九六 上一二四一
 九九八 上一〇一
 一〇〇一 上一八九·九〇
 一〇〇六 下一三五
 一〇一七 上一九八
 一〇二〇 上一八六

民法條文索引

一〇二一 下九九·一〇〇
 一〇二二 下一五八·二二二·二三二
 一〇二三 上一六五·下四一
 一〇三〇 上一二七四
 一〇三二 上一二七五·下一九〇
 一〇三九 下四四
 一〇四七 上一二七四
 一〇五〇 上五九
 一〇五一 上一八九·二一八·下二二五
 一〇五二 下九九·二二五
 一〇五三 下一〇〇
 一〇五六 下一〇〇
 一〇五九 上一二二〇·二四一
 一〇六〇 下四一
 一〇六一 上一三五
 一〇六二 上一五八·一七三
 一〇六五 上一八九·一九
 一〇六七 上一三三
 一〇六八 下一五三

一〇七〇	下一五三
一〇七三	上一五八
一〇八七	上二三七・下二〇・四四・一五一
一〇八八	上一六五
一〇八九	上一六五
一〇九〇	上一〇一
一〇九二	上二四一
一〇九四	上三〇七
一〇九六	下一八六
一一一七	下八七・二〇〇
一一二四	下一四〇・二五八
一一二七	下八一
一一二八	上八六
一一三一	上一〇一
一一三二	下一九〇
一一三四	上二三六
一一三五	下一九〇
一一四五	上一〇八・下二二二
一一四六	上五九

民法總論上卷正誤及び追加

第一九頁第六行	明一一大達乙二一の下に 大八法五九 を加へる。
第一九頁第一〇行	建物保護ニ關スル件 の次行に左の二行を加へる。 借地法(大一〇年法四九) 借家法(大一〇年法五〇)
第二一頁第五行	大四年大令三〇 の下に 大一〇年法一 を加へる。
第二三頁第三行	明三三年司告三九 の下に 大〇年法六九 を加へる。
第二三頁	第七行と第八行との間に縦線を入れる。
第二三頁第一二行	明四三年法三九 の下に 大一〇年法四八 を加へる。
第二四頁第一三行	官有地取扱規則 の前に左の一行を加へる。 國有財産法(大一〇年法四三)
第二五頁第七行	市街地建築法 は 市街地建築物法 の誤
第二六頁第一行	軍需工業動員法 の次に左の一行を加へる。 米穀法(大一〇年法三六)
第二六頁	第八行と第九行との間に縦線を入れる。
第二八頁第七行	大七年勅一四四 の下に 大一〇年勅二八三 を加へる。
第二八頁第一行	明三九年法三一 を 大一〇年法三三 と改める。
第七〇頁第一行	臺灣民事令 の下に 大一〇年法三三號 を加へる。

正誤及び追加

第七〇頁第五行
第七一頁第二二行

同年勅令九四號 の下に 大正九年勅令二四號 を加へる。
に記した共通法第三條は、大正十年法律第四八號及び同年勅令第二八三號によつて施行されるに至つた。

第八六頁第六行

一〇二八條 は、一一二八條 の誤

第一一四頁第一行

あらふ は、あらうの誤
辯識能力 は、辨識能力 の誤

第一三三頁第八行

九三一條 を削る。

第一五五頁第二行

又民 は、又民 の誤
云ひまい は、云へまい の誤

第一九一頁第二二行

郡及び郡組合は、大正十年法律第六三號によつて郡制が廢止されると、法人でなくなる。

第二一九頁第五行

水産會法（大一一〇年法六〇）及び住宅組合法（大一一〇年法六三）参照

第二一九頁第二二行

に引いた市制及び町村制の箇條は、大正十年法律第五八號及び第五九號で削除された。

第二六九頁第六行

川名博士 は、川名博士 の誤

第二八二頁第二行

六五六條 は、六五五條 の誤

第二九〇頁第六行

明治三三年法律一五號 の下に 大正一〇年法律六一號 を加へる。

大正十一年九月二十五日初版發行
大正十一年九月二十五日再版發行
大正十一年一月二十五日三版發行

禁漢譯 著作

發行所 發賣所 賣捌所

東京市神田區一ツ橋通町五番地
電話九段三三三番一三三番
電話九段三三三番一三三番
東京市神田區南神保町十三番地
電話九段三三三番一三三番
東京市本郷區森川町一番地

印刷者

著者 穂積 重遠
發行者 江草 重忠
松澤 虹

並製定價金壹圓六拾錢
布製定價金貳圓

有終閣書店
有斐閣雜誌店
有斐閣書店

（民法總論下卷與附）

（全券同（九六三號九話電）地番七十町番六下區町臨市京東 所製印）

502
68

終